

# 会計監査人候補者選定に関する企画提案の募集要領

平成 30 年 7 月  
安房農業協同組合 監事会

## 1. 主 旨

安房農業協同組合(以下「当組合」という)は、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号 以下「農協法」という)による改正後の農協法(平成 31 年 10 月 1 日から適用分)第 37 条の 2 の規定に基づき会計監査人を置き、農協法第 36 条第 2 項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書(以下「財務諸表」という)について監査を受ける必要があるため、農協法第 37 条の 2 が準用する会社法第 329 条の規定により会計監査人を通常総代会の決議により選任します。

そのため、当監事会は、本要領に基づき、会計監査人となる候補者を選定するための企画提案を募集します。

## 2. 業 務 内 容

当組合における会計監査人業務

## 3. 任 期

平成 31 年度の会計監査人は、平成 31 年 3 月開催予定の通常総代会にて選任します。

会計監査人の任期は、農協法第 37 条の 3 が準用する会社法第 338 条第 1 項の規定に基づき、平成 32 年 3 月開催予定の通常総代会終了の時までとします。ただし、再任を妨げません。

## 4. 応 募 資 格

農協法第 37 条の 3 が準用する会社法の規定に基づき、公認会計士又は監査法人とし、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当するものでないこと及び協同の理念と農業協同組合の仕組み・実態を的確に理解していることを応募資格とします。なお、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者を除きます。

## 5. 候補者選定スケジュール

- (1) 応 募 受 付 開 始：平成 30 年 7 月 26 日 (木)
- (2) 応募意思表明書提出締切：平成 30 年 8 月 10 日 (金) 正午 (必着)
- (3) 企画提案書提出締切：平成 30 年 8 月 10 日 (金) 正午 (必着)
- (4) 選 定 結 果 通 知：平成 30 年 9 月 28 日 (金) (予定)

## 6. 応募手続

### (1) 応募意思表明書の提出

応募を希望するものは、必ず応募意思表明書を、郵送又は持参により提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当組合及び当監事会は責任を負いません。また、応募意思表明書の提出がないものは、審査対象といたしません。

## (2) 企画提案書の提出

企画提案書は次の「7. 応募書類」に示す様式で作成し、郵送又は持参により、提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当組合及び当監事会は責任を負いません。提出部数は2部としますが、うち1部は正本とし、1部は複本としても差支えありません。

## 7. 応募書類

(1) 会計監査人候補者選定に関する企画提案応募意思表明書(様式1)

(2) 会計監査人候補者選定に関する企画提案書(様式2)

応募書類は、原則として、上記の様式を使用して作成してください。ただし、貴社で使用している様式がある場合は、当組合の様式で示している項目を満たすことを前提にご使用いただけますが、使用する場合は、あらかじめ当組合までお申し出ください。

また、応募書類の提出にあたっては、以下の事項にご留意ください。

- ① 法人の概要がわかるパンフレット等があれば添付してください。
- ② 応募書類は、必要に応じて枠の拡大・行の追加をしてご使用ください。項目を削除することは禁止とします。
- ③ 提案内容を補足する資料があれば添付してください。

## 8 審査・選定方法

- (1) 提出された企画提案については、当監事会による審査を行います。
- (2) 書類審査を基本としますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- (3) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- (4) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

## 9. 問い合わせ・提出先

安房農業協同組合 監査部(監事会事務局担当 景山、福坂)

〒294-0005

千葉県館山市安東 72

T E L : 0470-24-9117

F A X : 0470-24-9462

以 上